

| | |
|--|---|
|  | <p>障害者計画を障害当事者と協働でわかりやすい表現に再編集！ 練馬区障害者計画「わかりやすい版」の 配付を開始しました</p> |
| <p>と き</p> | <p>4月11日（月）から配布開始</p> |
| <p>と ころ</p> | <p>障害者施策推進課（練馬区役所西庁舎1階）、区民情報ひろば、障害者地域生活支援センター、総合福祉事務所、保健相談所、図書館、区ホームページ</p> |
| <p>区は、11日（月）から、練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画「わかりやすい版」の配付を区役所等で開始した。</p> <p>この冊子は、障害当事者からの「自分たちのことなのに、これまでの冊子では、書かれていることが分かりにくい。」という声を受け、ルビや注釈をつける用語、文章表現やグラフの表記、イラスト、色使い等を知的障害や発達障害の当事者と共に検討して作成したもの。</p> <p>検討会に参加した障害当事者は、「易しい言葉遣いや注釈があることで、より文章の意味がわかるようになった。」と話すほか、「作成を進める中で、一人暮らしを支援する制度があることを知った。いつか活用してみたい。」と自身の将来についても話していた。</p> <div data-bbox="1098 667 1460 1182" style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> | |

【障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画とは】

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき策定する計画。

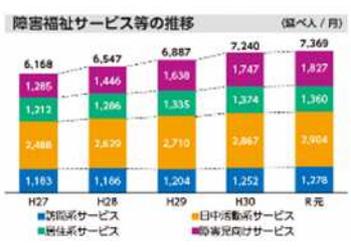
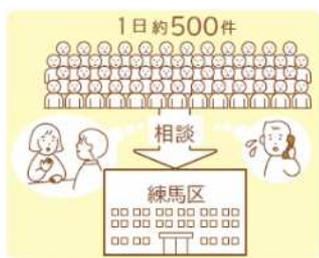
本計画は、令和3年3月、障害当事者やその家族、障害福祉サービス事業者、学識経験者などで構成される障害者計画懇談会などの意見を踏まえ策定した。

【作成の経緯】

障害者計画懇談会において、「情報保障について、当事者（知的障害）と検討してほしい」「障害当事者の計画でもあるので、知的障害のある方たちにもわかる手法として、わかりやすい版の作成も検討してもらいたい」との意見があった。

令和3年度、当事者18名と打ち合わせを実施し、資料や口頭による補足説明を通して障害の特性に応じた配慮を確認し、わかりやすい版を作成した。

【主な対応例】

| | 当事者からの意見 | わかりやすい版への対応 |
|-------|---|--|
| グラフ | <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとにサービスを比較するグラフは情報が多く、わかりづらい ・比較のグラフは、数値が昇順か降順に並んでいるとわかりやすい  | <ul style="list-style-type: none"> ・グラフの年度を元年度だけにする ・サービス毎の棒グラフにする  |
| 数値の表現 | <ul style="list-style-type: none"> ・普段使用のお金は1,000円単位なので、4桁までは想像しやすい ・1年で〇件より、一日で〇件の方が想像しやすい ・イラストがあるととってもわかりやすい  | <ul style="list-style-type: none"> ・5桁以上の数字は、想像しやすい内容や数にして伝える ・イラスト  |

【他区の状況】

23区では、障害者計画のわかりやすい版を中央区、大田区、世田谷区で作成している。

それらは主に、ルビ対応や易しい文章表現となっているが、区ではそれに加えて、概要版の内容を省略せず、グラフやイラスト、色使い、デザインなどの「見やすさ」や「読みやすさ」においても当事者と打合せを重ね、当事者の声を反映させた冊子となっている。

【問合せ】 練馬区 障害者施策推進課 事業計画担当係 電話 03-5984-4602